

高山村地球にやさしい住宅用エネルギー設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境に対する負荷を少なくした社会生活が営まれ、かつ、自然との触れ合いが保たれ、後世の子孫が同じ環境の恵みを受けながら生活が営んでいける社会の構築に資するため、住宅における地球にやさしいエネルギー設備等の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、高山村補助金等交付規則（昭和55年高山村規則第1号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用エネルギー設備等 住宅用太陽光発電システム、住宅用蓄電池システム及び住宅用V2H充放電システムをいう。
- (2) 住宅 専ら自らの居住の用に供する建築物をいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、住宅に住宅用エネルギー設備等を設置する者で、次に掲げるすべての条件に該当する者とする。

- (1) 実績報告時において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本村の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 高山村暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員及び条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (3) 村税を滞納していないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費等は、次のとおりとする。ただし、中古品またはリース品の設置、更新、修繕その他これらに類するものを除く。

区分	補助対象経費	補助金額
住宅用太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、インバータ、余剰電力販売用電力量計等の購入及び工事に関する費用。ただし、最大出力が10KW未満のものに限る。	1KW当たり3万円にシステムを構成する太陽電池の最大出力を乗じて得た額。ただし、15万円を限度とする。
住宅用蓄電池システム	定置用蓄電池及びインバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等一体的に構成される電力変換装置の購入及び工事に関する費用。ただし、蓄電容量が1KW以上のものに限る。	システムの設置に要する経費の1/10以内の額。ただし、15万円を限度とする。

住宅用V2H充電システム	V2H機器、ブレーカー、監視用通信設備等の購入及び工事に関する費用。	システムの設置に要する経費の1/10以内の額。ただし、15万円を限度とする。
--------------	------------------------------------	--

(補助の回数)

第5条 同一の設備等に対する前条に規定する区分ごとの補助金の交付は、1回限りとする。

(交付申請)

第6条 規則第3条に規定する申請書は、高山村地球にやさしい住宅用エネルギー設備等設置費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる関係書類を添付しなければならない。

- (1) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書または見積書の写し
- (2) 仕様書またはカタログの写し
- (3) 設備等の設置予定箇所の位置図
- (4) 工事着工前の現況写真

(交付決定)

第7条 規則第6条に規定する交付決定書は、高山村地球にやさしい住宅用エネルギー設備等設置費補助金交付決定書(様式第2号)によるものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、高山村地球にやさしい住宅用エネルギー設備等設置費補助金実績報告書(様式第3号)によるものとし、次に掲げる必要書類を添付しなければならない。

区分	必要書類
住宅用太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・発電システムの設置費用に係る領収書の写し ・発電システムの設置状態を示す写真 ・電力会社との余剰電力販売契約書の写し ・しゅん工検査の試験記録書の写し ・その他村長が必要と認める書類
住宅用蓄電池システム	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池システムの設置費用に係る領収書の写し ・蓄電池システムの設置状態を示す写真 ・メーカー保証書または出荷証明書の写し ・その他村長が必要と認める書類
住宅用V2H充電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・V2Hシステムの設置費用に係る領収書の写し ・V2Hシステムの設置状態を示す写真 ・メーカー保証書または出荷証明書の写し

	<ul style="list-style-type: none">・設置した住宅用V2H充放電システムと連携させる電気自動車等の自動車検査証の写しまたは契約書の写し・その他村長が必要と認める書類
--	---

2 前項の書類の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日または交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第9条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、高山村地球にやさしい住宅用エネルギー設備等設置費補助金交付請求書(様式第4号)により請求するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条の表中住宅用太陽光発電システムの規定は、令和2年7月1日から施行するものとし、施行日前に提出された高山村地球にやさしい住宅用エネルギー設備等設置費補助金交付申請書については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。